

2002年9月3日

大阪府知事

太田 房江 様

自治労大阪府職員労働組合

執行委員長 大橋敏彦



### 社会的価値の実現をめざす自治体契約制度の導入についての申し入れ

自治体が締結する委託契約に関連して、受託企業労働者の雇用、労働条件の悪化など深刻な問題が広がっています。大阪府の委託についても例外ではなく、特に府立成人病センターの委託契約をめぐる裁判の地裁判決（1999年10月）、高裁判決（2000年4月）が大きな影響を与えています。

自治体契約における「ダンピング」の横行に対しては、2000年の地方自治法施行令の改正で「総合評価方式」が可能となりました。自治労は「総合評価方式」の活用を図るとともに、アメリカ合州国で着実に拡大している「生活賃金条例」などの実例を踏まえて、自治体契約制度の抜本的改革を提起してきました。

自治労大阪府本部でも2002年の重要課題として、社会的価値の実現をめざす自治体契約制度（政策入札）を府内自治体に導入するべく取り組みを進めています。今年2月の大阪府議会においても政策入札の導入を強く求める質疑がありました。

上記の大阪地裁、高裁判決の前提となっていた地方自治法についても、同法施行令の改正（本年3月施行）で、委託契約についても「最低制限価格の設定」や「低入札価額調査制度」を適用することが可能となりました。

大阪府がすべての労働者福祉の向上を図るため、さまざまな施策を推進することは当然のこととして、労務提供型委託契約等の発注者として、受託企業の労働者雇用の安定、労働条件の向上を図る責務も担っていると考えます。

については、これらが適格に達成できるよう、2002年の地方自治法施行令改正により導入が可能となった最低制限価格等の制度を積極的に活用した具体的な入札システムを取り入れるよう申し入れします。